

最近の労働安全法令及び樹脂材料取り扱い関係法令等の改正について 墜落制止用器具への改正並びに毒物及び劇物指定物質の改正

建設作業における労働安全及び樹脂材料の取り扱いに関する最近の法令等の改正について、連続繊維補修補強工事において注意すべき点等を以下2件について解説する。施工に当たっては管理者、施工者とも十分留意して事故防止を心がけてください。

1. 墜落制止用器具について

建設業での高所作業において、労働安全衛生法令は「高さ2m以上の箇所で行う場合には作業床を設け、その作業床の端や開口部には、囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することを規定し、このような処置が困難な場合には、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずること」を事業者に義務付けている。今般、墜落災害対策強化に向け、安全帯に関する労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則が改正され、2019年2月1日より施行された。この推進に向け厚生労働省より、安全な使用に関するガイドラインと普及のためのリーフレット^{※1}が示されているのでその要約を解説する。なお、一般社団法人日本建設業連合会より、作業状況に応じた具体的な器具選定の指^{※2}が発行されているので実作業における指針としてあわせて活用されたい。

1) 政令等改正のポイント

- ①安全帯の名称は「墜落制止用器具」となった。また墜落制止用器具として認められるのは「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」の二種のみである。ただし建設現場において従来の呼称を用いることは差し支えない。
- ②墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが則となった。ただしフルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達する恐れのある位置では胴ベルト型を使用できる。この作業高さは法令では6.75m以下であるが、ガイドライン^{※1}や指針^{※2}では5m以下が推奨されている。すなわち、5mを超える場所以外では、胴ベルト型（一本つり）を使用して差し支えないことに注意が必要である。
- ③安全衛生特別教育の対象業務に、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業にかかわる業務」が追加された。墜落制止用器具の構造や使用方法など、学科・実技合わせて6時間の科目を受講することになる。
- ④墜落制止用器具の構造規格が改められ、現行の規格に基づく安全帯（胴ベルト型、フルハーネス型）を使用できるのは、2022年1月1日までとなった。

2) 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」のポイント

- ①墜落による危険の恐れに応じた性能を有する墜落制止用器具を選定することとして次の要件を示している。
 - ・作業高さ5m以下の箇所では胴ベルト型とし、これを超える箇所ではフルハーネス型とするなど、作業箇所に応じた器具を選定する。
 - ・着用者の体重や装備品に応じて、使用可能な最大重量（85kgまたは100kg）を超えないような器具を選定する。
 - ・作業形態に応じて適切な性能のショックアブソーバと適切な

長さのランヤードを用いる。

- ②取り扱い説明書を確認して確実に器具を装着するとともに、墜落制止時の衝撃力に耐える取り付け設備を適切に設置し、フック等を正しく力がかかる方向に取り付ける。
- ③点検、保守、保管は責任者を定めるなど確実にを行い、管理上必要な事項を記録するとともに、一度でも衝撃があったものは使用しないなどの廃棄の基準が示された。

3) まとめ

連続繊維補修補強工事は、建築屋内工事では床上作業が主体であるが、大空間の作業や屋外工事、あるいは土木構造物の補修補強工事等では高所作業となる場合も多い。今回の改正内容に十分留意して、安全な工事遂行を図ってほしい。

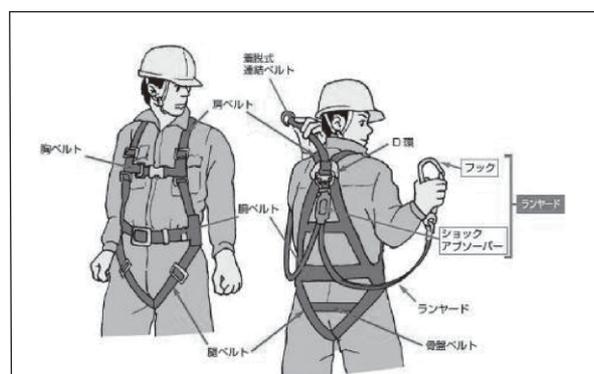


図1 フルハーネス型墜落制止用器具（厚生労働省ホームページより）

【参考資料】

- ※1【安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!】厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
(<http://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>)
- ※2【建設工事における墜落制止用器具（通称「安全帯」）に係る『活用指針』】2019年1月一般社団法人日本建設業連合会安全委員会
(http://www.nikkenren.com/rss/pdf/1246/anzen_anzentaishishin_p.pdf)

2. 「毒物及び劇物取締法」指定物質を含有する製品の取り扱いについて

連続繊維補強工法では含浸接着樹脂などの化学物質を取り扱うが、従来より行われている有機溶剤等の作業管理に加え、新に「毒物及び劇物取締法」指定物質について留意する必要性が出てきたので、以下関連製品の取り扱いにつき紹介する。作業管理者は対象製品の危険性や有害性をよく理解し、必要があれば販売者に確認するなどして、作業員に対して安全な取り扱いを指導するよう留意してください。

1) 毒物及び劇物取締法

厚生労働省が所轄する「毒物及び劇物取締法」（以下、毒劇法）は、主として急性毒性による健康被害が発生する恐れの高い物質を毒物または劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としている。具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手続き、盗難・紛失・漏洩防止等の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めている。

2018年7月、新たな指定物質が追加され、連続繊維補強工法で使用する樹脂（硬化剤）には、一部製品に劇物に指定された化学物質を含有する場合がある事となった。含有する化学物質が劇物に指定されると、樹脂メーカーは劇物を含有しない製品に切替える等の対策を進めるが、対策期間中は劇物対象物質を含有する製品を使用する可能性があるため注意を要する。

2) 対象製品の危険性・有害性情報の把握

製造者は、毒劇法指定物質を含有する製品には容器や包装に表示をする義務がある。化学物質の危険性有害性については、「GHS」*1に基づき分類し、製品に絵表示（ラベル）を用いてわかりやすく表示することが普及している。対象物質を含有していてもその含有率等によりGHS分類が異なるが、毒劇法毒劇法の対象となる製品のラベルには以下の絵表示が付くケースが多い。



<意味>急性毒性を表しており、飲んだり、触ったり、吸ったりすると急性的な健康障害が生じ、死に至る場合がある。



<意味>金属腐食性、皮膚腐食、眼に対する重篤な損傷性を表しており、接触した金属または皮膚等を損傷させる場合がある。

作業現場でこれら製品を使用する際には、管理者はこれら情報をよく理解し、所要の管理と作業員の指導を行う必要がある。製品の表示内容について、図2に例示する。

3) 毒劇法対象製品の取り扱い

用いる製品が劇物である場合に、事故防止のために作業現場で必要な取り扱いは以下のとおりである。

(1)製品受け取り時

- ①毒物劇物の紛失防止のため、製品授受の際、譲受人は製品・数量を確認するとともに譲渡書に押印を行う。
- ②製品の危険性・有害性を確認するため、販売者又は製造者からSDSを入手し、必要に応じ取り扱い方法を確認する。

(2)保管と管理

- ①盗難・紛失の防止のため以下に留意する
 - ・他の物品と区別し、毒物劇物専用の保管場所（保管庫）を設け、鍵がかけられる構造とする。
 - ・保管場所（保管庫）には「医薬用外劇物」（白地に赤字とする）
 - ・管理者の目の届く場所に保管し、一般の人が容易に近づけない措置を講ずる。
 - ・在庫量の定期点検を行い使用量を把握する。



(3)製品の使用

- ①容器や保管場所からの漏洩、流出を防止し、使用時に飛散のないよう措置を講ずる。
- ②SDSを熟読して必要な作業環境（換気等）を整え、使用する保護具（保護眼鏡、保護手袋、マスク）を準備して作業に当たらせる。
- ③廃棄の際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び都道府県条例等に基づき、化学分解・焼却・中和などの処理により危害の発生を防いで廃棄するか、許可を受けた処理業者に委託する。
- ④含有する化学物質の有害性 / 危険性について、使用前に作業者に説明、周知する。

4) まとめ

性能や施工性の高い材料が市場に現れるのは期待すべきことではあるが、管理者は製品の性質や安全性を十分に掌握して取り扱い、事故のない工事を進めるよう留意してください。

※1：「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：GHS）2003年7月に国連勧告として採択

【参考】毒物及び劇物の安全対策（

厚生労働省医療・生活衛生局化学物質安全対策室）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.htm>

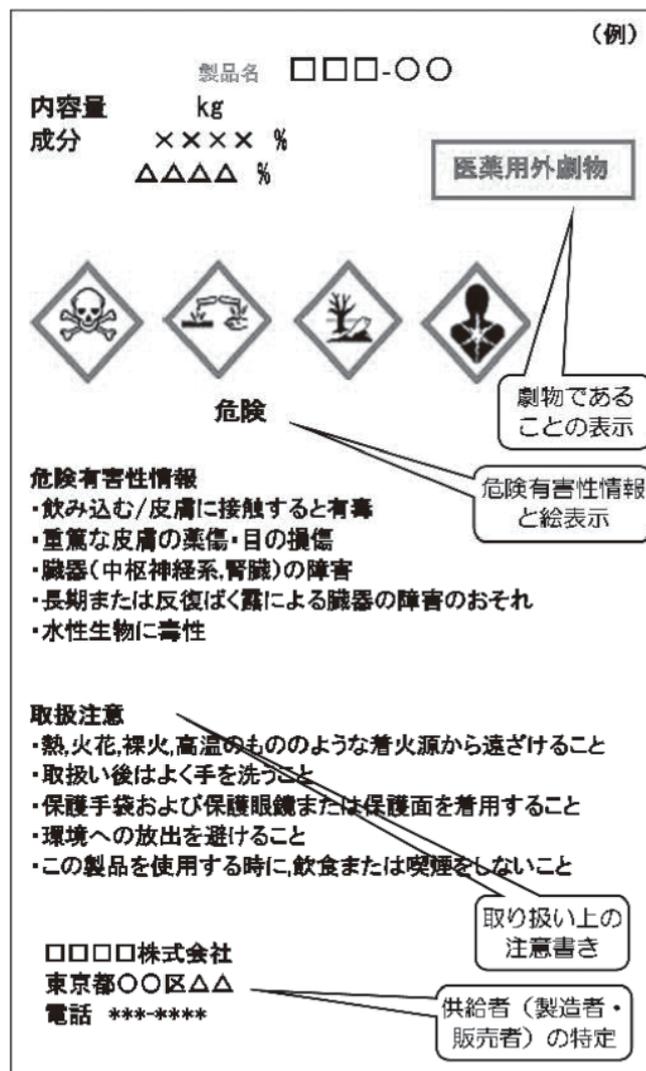


図2 製品ラベル表示例